

平成30年度

安城市補正予算書(案)

## 第26号議案

平成30年度安城市一般会計補正予算（第4号）について

平成30年度安城市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,777,406千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,437,318千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		38,220,170	1,637,529	39,857,699
	5 市民税	16,800,000	1,260,000	18,060,000
	10 固定資産税	17,371,000	285,529	17,656,529
	15 軽自動車税	356,000	30,000	386,000
	20 市たばこ税	1,275,000	50,000	1,325,000
	30 都市計画税	2,417,000	12,000	2,429,000
10 地方譲与税		520,000	△40,000	480,000
	10 自動車重量譲与税	370,000	△30,000	340,000
	20 地方揮発油譲与税	150,000	△10,000	140,000
15 利子割交付金		40,000	20,000	60,000
	5 利子割交付金	40,000	20,000	60,000
20 配当割交付金		150,000	30,000	180,000
	5 配当割交付金	150,000	30,000	180,000
30 地方消費税交付金		3,250,000	250,000	3,500,000
	5 地方消費税交付金	3,250,000	250,000	3,500,000
35 自動車取得税交付金		250,000	20,000	270,000
	5 自動車取得税交付金	250,000	20,000	270,000
40 地方特例交付金		148,000	29,763	177,763
	5 地方特例交付金	148,000	29,763	177,763
45 地方交付税		10,000	10,000	20,000
	5 地方交付税	10,000	10,000	20,000
55 分担金及び負担金		840,349	△1,500	838,849
	5 負担金	840,349	△1,500	838,849
60 使用料及び手数料		984,631	19,635	1,004,266
	5 使用料	630,906	7,067	637,973
	10 手数料	353,725	12,568	366,293
65 国庫支出金		7,898,466	△24,528	7,873,938

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 国庫負担金	5,579,210	35,463	5,614,673
	10 国庫補助金	2,283,828	△59,991	2,223,837
70 県支出金		3,774,676	△136,930	3,637,746
	5 県負担金	2,134,100	△34,641	2,099,459
	10 県補助金	1,235,988	△116,691	1,119,297
	15 委託金	397,366	14,402	411,768
75 財産収入		654,520	210,361	864,881
	5 財産運用収入	71,307	82,661	153,968
	10 財産売払収入	583,213	127,700	710,913
80 寄附金		40,272	△2,590	37,682
	5 寄附金	40,272	△2,590	37,682
85 繰入金		3,881,295	△804,025	3,077,270
	10 基金繰入金	3,881,294	△804,025	3,077,269
90 繰越金		2,395,250	1,143,164	3,538,414
	5 繰越金	2,395,250	1,143,164	3,538,414
95 諸収入		2,510,283	96,527	2,606,810
	5 延滞金、加算金及び過料	50,000	20,000	70,000
	10 市預金利子	400	3,414	3,814
	25 雑入	2,256,839	73,113	2,329,952
99 市債		3,962,000	320,000	4,282,000
	5 市債	3,962,000	320,000	4,282,000
歳 入 合 計		69,659,912	2,777,406	72,437,318

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		417,722	△3,400	414,322
	5 議会費	417,722	△3,400	414,322
10 総務費		5,820,795	1,501,408	7,322,203
	5 総務管理費	4,617,370	1,551,222	6,168,592
	10 徴税費	582,357	△16,600	565,757
	15 戸籍住民基本台帳費	386,847	△23,916	362,931
	20 選挙費	175,717	△3,900	171,817
	25 統計調査費	15,621	△5,398	10,223
15 民生費		24,720,900	△604,493	24,116,407
	5 社会福祉費	11,161,576	△135,695	11,025,881
	10 児童福祉費	12,076,933	△465,698	11,611,235
	15 生活保護費	1,480,891	△3,100	1,477,791
20 衛生費		6,220,575	△188,931	6,031,644
	5 保健衛生費	2,654,450	△81,600	2,572,850
	10 環境費	3,392,570	△118,781	3,273,789
	15 水道事業費	173,555	11,450	185,005
25 労働費		74,877	△4,900	69,977
	5 労働諸費	74,877	△4,900	69,977
30 農林水産業費		1,484,498	999,873	2,484,371
	5 農業費	1,484,498	999,873	2,484,371
35 商工費		1,515,266	303,100	1,818,366
	5 商工費	1,515,266	303,100	1,818,366
40 土木費		12,527,338	△1,178,443	11,348,895
	5 土木管理費	344,558	△2,600	341,958
	10 道路橋りょう費	3,840,787	△573,500	3,267,287
	15 河川費	460,023	△60,250	399,773
	20 都市計画費	5,248,998	△461,923	4,787,075

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	25 下水道事業費	2,214,616	△32,100	2,182,516
	30 住宅費	418,356	△48,070	370,286
45 消防費		2,145,445	△67,136	2,078,309
	5 消防費	2,145,445	△67,136	2,078,309
50 教育費		11,621,156	2,094,828	13,715,984
	5 教育総務費	939,142	△78,710	860,432
	10 小学校費	2,348,146	1,294,700	3,642,846
	15 中学校費	671,389	1,105,200	1,776,589
	20 幼稚園費	699,634	△20,100	679,534
	25 社会教育費	3,555,659	△36,268	3,519,391
	30 保健体育費	3,407,186	△169,994	3,237,192
60 公債費		2,975,124	△45,700	2,929,424
	5 公債費	2,975,124	△45,700	2,929,424
65 諸支出金		36,216	△28,800	7,416
	5 普通財産取得費	36,216	△28,800	7,416
歳 出 合 計		69,659,912	2,777,406	72,437,318

## 第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
15 民生費	10 児童福祉費	和泉保育園改築事業	856,000	平成29年度	257,000	705,342	平成29年度	257,000
				平成30年度	599,000		平成30年度	448,342
15 民生費	10 児童福祉費	子ども発達支援センター外構整備事業	71,000	平成29年度	42,600	63,760	平成29年度	42,600
				平成30年度	28,400		平成30年度	21,160
50 教育費	25 社会教育費	文化センター改修事業	1,752,044	平成29年度	522,613	1,751,308	平成29年度	522,613
				平成30年度	1,229,431		平成30年度	1,228,695
50 教育費	30 保健体育費	レジャープール改修事業	755,500	平成30年度	302,200	555,000	平成30年度	222,000
				平成31年度	453,300		平成31年度	333,000

### 第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 千円
30 農林水産業費	5 農業費	フローラルプレイス改修事業	1,116,000
35 商工費	5 商工費	企業立地推進事業	350,000
		プレミアム付商品券事業	9,000
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路施設管理事業	13,000
		橋りょう維持管理事業	8,000
		道路新設改良事業	876,540
		交通安全施設整備事業	15,350
		橋りょう新設改良事業	61,762
	15 河川費	河川維持管理事業	40,000
		河川新設改良事業	2,700
	20 都市計画費	交通結節点整備促進事業	240,600
		緑のネットワーク事業	32,000
		土地区画整理事業	95,177
		南明治第一土地区画整理事業	221,000
		住宅市街地総合整備事業	21,000
		南明治第三土地区画整理事業	3,000
50 教育費	5 教育総務費	野外センター管理事業	4,000
	10 小学校費	小学校空調設備設置事業	1,417,000
	15 中学校費	中学校空調設備設置事業	1,158,000



## 第4表 地方債補正

### 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校空調設備設置事業	千円 500,000	普通貸借 又は 証券発行	%  4.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該利率見直 し後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換え することができる。

### 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育園改修事業	千円 180,000	普通貸借 又は 証券発行	%  4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合にはその 債権者と協定する ものによる。ただ し、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又は繰上償還 若しくは低利に借 換えることができ る。	千円 121,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ
和泉保育園改築事業	246,000				220,000			
里荒畑5号線 道路整備事業	112,000				50,000			
夜這池新道線 他道路整備事業	53,000				23,000			
橋りょう新設改 良事業	103,000				0			
安城桜井駅周 辺特定土地区 画整理事業	708,000				471,000			
南明治第一土 地区画整理事業	807,000				784,000			
住宅市街地総 合整備事業	92,000				89,000			
小学校校舎改 修事業	87,000				64,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小学校空調設備設置事業	千円 711,000	普通貸借 又は 証券発行	%	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 1,100,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ
中学校校舎改修事業	135,000					132,000			



## 第27号議案

平成30年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度安城市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,475千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,738,525千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国民健康保険税		3,787,800	△32,060	3,755,740
	5 国民健康保険税	3,787,800	△32,060	3,755,740
35 財産収入		63	725	788
	5 財産運用収入	63	725	788
40 繰入金		1,171,879	29,860	1,201,739
	5 他会計繰入金	1,171,879	29,860	1,201,739
歳 入 合 計		14,740,000	△1,475	14,738,525

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		177,879	△2,200	175,679
	5 総務管理費	152,378	△2,200	150,178
23 国民健康保険事業費納 付金		4,935,200	0	4,935,200
	5 医療給付費分	3,367,400	0	3,367,400
30 基金積立金		63	725	788
	5 基金積立金	63	725	788
歳 出 合 計		14,740,000	△1,475	14,738,525

## 第 28 号議案

平成 30 年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）について

平成 30 年度安城市の有料駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 3, 1 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 3 月 4 日提出

安城市長 神 谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 財産収入		0	124	124
	5 財産運用収入	0	124	124
歳 入 合 計		243,000	124	243,124

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 有料駐車場費		243,000	124	243,124
	5 駐車場費	220,397	124	220,521
歳 出 合 計		243,000	124	243,124

## 第29号議案

平成30年度安城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度安城市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ176,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,194,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学



# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 分担金及び負担金		66,066	△100	65,966
	5 負担金	66,066	△100	65,966
10 使用料及び手数料		1,435,666	△35,200	1,400,466
	5 使用料	1,435,665	△35,200	1,400,465
15 国庫支出金		233,650	△6,470	227,180
	10 国庫補助金	233,650	△6,470	227,180
25 繰入金		2,214,616	△32,100	2,182,516
	5 一般会計繰入金	2,214,616	△32,100	2,182,516
30 繰越金		1	70	71
	5 繰越金	1	70	71
35 諸収入		13,301	5,900	19,201
	5 雑入	13,300	5,900	19,200
40 市債		408,300	△108,800	299,500
	5 市債	408,300	△108,800	299,500
歳 入 合 計		4,371,600	△176,700	4,194,900

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 下水道事業費		4,371,600	△176,700	4,194,900
	5 総務管理費	1,304,247	△58,700	1,245,547
	10 下水道建設費	1,198,673	△109,400	1,089,273
	15 公債費	1,868,680	△8,600	1,860,080
歳 出 合 計		4,371,600	△176,700	4,194,900

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
5 下水道事業費	10 下水道建設費	下水道耐震化事業	千円 24,000

### 第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 303,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0 以内	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換え することができる。	千円 220,200	左に同じ	左に同じ	左に同じ
流域下水道事業	105,000				79,300			

## 第30号議案

平成30年度安城市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度安城市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,320千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,680千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 分担金及び負担金		2	500	502
	5 負担金	2	500	502
10 使用料及び手数料		19,701	△430	19,271
	5 使用料	19,701	△430	19,271
15 繰入金		48,294	△2,390	45,904
	5 一般会計繰入金	48,294	△2,390	45,904
歳 入 合 計		68,000	△2,320	65,680

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 農業集落排水事業費		68,000	△2,320	65,680
	5 総務管理費	46,766	△2,320	44,446
歳 出 合 計		68,000	△2,320	65,680

### 第31号議案

平成30年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ249,513千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,141,487千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業収入		897,758	△105,000	792,758
	5 保留地処分金	897,758	△105,000	792,758
15 国庫支出金		514,964	△105,213	409,751
	10 国庫補助金	514,964	△105,213	409,751
20 県支出金		34,830	△1,980	32,850
	5 県負担金	34,830	△1,980	32,850
30 繰入金		941,547	△39,676	901,871
	5 一般会計繰入金	923,648	△268,994	654,654
	10 基金繰入金	17,899	229,318	247,217
35 繰越金		1	2,356	2,357
	5 繰越金	1	2,356	2,357
歳 入 合 計		2,391,000	△249,513	2,141,487

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 安城桜井駅周辺特定土 地区画整理費		2,391,000	△249,513	2,141,487
	5 土地地区画整理費	2,173,020	△249,000	1,924,020
	10 公債費	217,980	△513	217,467
歳 出 合 計		2,391,000	△249,513	2,141,487

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
5 安城桜井駅周辺 特定土地区画整 理費	5 土地区画整理費	土地区画整理事業	千円 273,000





### 第32号議案

平成30年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度安城市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190,052千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,935,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保険料		2,628,001	20,000	2,648,001
	5 介護保険料	2,628,001	20,000	2,648,001
15 国庫支出金		1,909,077	△63,323	1,845,754
	5 国庫負担金	1,680,750	△71,987	1,608,763
	10 国庫補助金	228,327	8,664	236,991
20 支払基金交付金		2,556,435	△147,828	2,408,607
	5 支払基金交付金	2,556,435	△147,828	2,408,607
25 県支出金		1,387,338	△66,007	1,321,331
	5 県負担金	1,293,162	△67,192	1,225,970
	10 県補助金	94,176	185	94,361
	12 県委託金	0	1,000	1,000
30 財産収入		17	817	834
	5 財産運用収入	17	817	834
35 繰入金		1,644,577	△106,589	1,537,988
	5 一般会計繰入金	1,620,591	△82,603	1,537,988
	10 基金繰入金	23,986	△23,986	0
40 繰越金		1	172,878	172,879
	5 繰越金	1	172,878	172,879
歳 入 合 計		10,125,500	△190,052	9,935,448

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		276,414	△7,300	269,114
	5 総務管理費	172,780	700	173,480
	15 介護認定審査会費	92,555	△8,000	84,555
10 保険給付費		9,150,500	△304,000	8,846,500
	5 介護サービス等諸費	8,409,000	△247,000	8,162,000
	10 介護予防サービス等諸費	314,000	△29,000	285,000
	15 その他諸費	8,000	△2,000	6,000
	20 高額介護サービス等費	162,500	17,000	179,500
	23 高額医療合算介護サービス等費	36,500	△7,000	29,500
	25 特定入所者介護サービス等費	220,500	△36,000	184,500
15 地域支援事業費		694,703	△49,500	645,203
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	273,600	△46,500	227,100
	10 一般介護予防事業費	43,642	△3,000	40,642
	15 包括的支援事業費・任意事業費	376,923	0	376,923
	20 その他諸費	538	0	538
25 基金積立金		17	130,817	130,834
	5 基金積立金	17	130,817	130,834
35 諸支出金		3,866	39,931	43,797
	5 償還金及び還付加算金	3,866	39,931	43,797
歳 出 合 計		10,125,500	△190,052	9,935,448



### 第 3 3 号議案

平成 3 0 年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

平成 3 0 年度安城市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 0 0 0, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

安城市長 神 谷 学

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 後期高齢者医療保険料		1,704,711	32,208	1,736,919
	5 後期高齢者医療保険料	1,704,711	32,208	1,736,919
10 繰入金		264,342	△17,445	246,897
	5 一般会計繰入金	264,342	△17,445	246,897
15 繰越金		7,000	3,538	10,538
	5 繰越金	7,000	3,538	10,538
20 諸収入		5,947	△301	5,646
	5 延滞金、加算金及び過料	1	263	264
	10 償還金及び還付加算金	5,945	△564	5,381
歳 入 合 計		1,982,000	18,000	2,000,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		7,287	△800	6,487
	5 徴収費	7,287	△800	6,487
10 後期高齢者医療広域連 合納付金		1,968,767	19,364	1,988,131
	5 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,968,767	19,364	1,988,131
15 諸支出金		5,946	△564	5,382
	5 償還金及び還付加算金	5,945	△564	5,381
歳 出 合 計		1,982,000	18,000	2,000,000

### 第34号議案

#### 平成30年度安城市水道事業会計補正予算（第1号）について

（総則）

第1条 平成30年度安城市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

#### 収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	3,238,000千円	11,900千円	3,249,900千円
第10項 営業収益	2,982,892千円	7,210千円	2,990,102千円
第20項 営業外収益	255,106千円	4,690千円	259,796千円

#### 支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 水道事業費用	2,965,000千円	△48,400千円	2,916,600千円
第10項 営業費用	2,890,732千円	△48,400千円	2,842,332千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,962,000千円は、減債積立金100,000千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,653,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額109,000千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

#### 収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	489,000千円	△3,700千円	485,300千円
第20項 一般会計出資金	167,396千円	11,200千円	178,596千円
第40項 工事負担金	233,294千円	△14,900千円	218,394千円



支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	2,451,000千円	△500千円	2,450,500千円
第10項 建設改良費	1,914,889千円	△500千円	1,914,389千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	287,303千円	3,251千円	290,554千円

平成31年3月4日提出

安城市長 神 谷 学